

(弔意)

第11条 会員が死亡したときは弔電を送り弔意を表す。

(規約の変更)

第12条 本規約の変更は総会において出席者の3分の2以上の同意を得なければならない。

附則

この規約は昭和63年4月29日から実施する。

平成1年6月11日規約の一部を改正し本日から実施する。

平成2年3月31日規約の一部を改正し本日から実施する。

平成28年4月24日規約の一部を改正し本日から実施する。

平成29年4月23日規約の一部を改正し本日から実施する。

## 上伊那茶道連盟規約

(平成30年4月22日)

(名称および事務所)

第1条 本会は上伊那茶道連盟と称し、事務所を会長宅に置く。

(目的)

第2条 本会は茶道各流派の自主性を尊重し、相互の交流を深めると共に、連携して茶道の昂揚に寄与することを目的とする。

(組織および会員)

第3条 本会は上伊那地域における表千家、裏千家、大日本茶道学会の教授資格を持ち活動を行っている者を以て組織し、各流派から推薦され、理事会承認を受けた者を会員とする。

(但し、茶歴は入門より10年以上、年齢は35歳以上とする。)

(事業)

第4条 本会は第2条の目的を達成するため次の事業を行う。

- ① 行事の実施
- ② 関係機関・団体との連絡提携
- ③ その他目的達成に必要な事業

(役員および任期)

第5条 本会に次の役員を置く。

常任理事6名(会長1名 副会長2名 会計1名 庶務1名 進行1名)

理事6名 監事3名

役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

又、補欠によって選任された者の任期は前任者の在任期間とする。

(顧問)

第6条 本会に顧問を置くことができる。

(役員の選任)

第7条 (1) 会長および副会長は各流派で交互に就任するものとし、総会の承認を得る。  
(2) 常任理事の中から庶務・会計・進行担当を置く。庶務は会長就任の流派から、会計は前年度会長就任の流派から、進行は次年度会長の流派

から選出し、総会の承認を得る。

(3) 理事2名、監事1名を各流派から選出し、総会の承認を得る。

(役員の仕事)

第8条 (1) 会長は連盟を代表して会議を招集し、その会務をとり決める。  
(2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。  
(3) 理事は連盟の企画並びに事業の執行にあたる。  
(4) 監事は会計を監査し、総会において報告する。

(会議)

第9条 (1) 会議は総会および常任理事会、理事会とする。  
(2) 総会は年1回4月第4日曜日に開催する。  
(3) 臨時総会は理事会において必要と認めたときに開催する。  
(4) 総会において協議する事項は次のとおりとする。  
① 事業計画および予算に関すること。  
② 事業報告および決算に関すること。  
③ 規約の変更および連盟の目的達成に必要な事項等。  
④ 役員の選任に関すること。  
⑤ その他理事会より提案された事項。  
(5) 常任理事会及び理事会は必要に応じて会長がこれを招集する。  
常任理事会及び理事会において協議する事項は次のとおりとする。  
① 事業計画の執行に関すること。  
② 総会に提案する事項。  
③ その他  
(6) 総会は会員の過半数(委任状を含む)の出席をもって成立とする。  
(7) 総会の決議事項は出席者の過半数で決し、賛否同数のときは議長の採決による。

(会計年度および経費)

第10条 (1) 本会の会計年度は毎年4月1日から始まり翌年3月31日で終わる。  
(2) 本会の経費は、各流派の分担金および年度会費、入会金をもってあてる。  
年度会費は2千円、入会金は5千円とし、分担額は理事会で決定する。  
(3) 役員手当は、会長10,000円、庶務・会計は 円、その他の常任理事は5,000円とする。